

令和4年3月4日

告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害発生時において、非常用飲料水を確保するために、飲料水の備蓄可能な貯水槽等を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、補助金等交付規則（昭和47年阿南町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「飲料水タンク」とは、ステンレス製又は次の各号のいずれかに該当する材料で作成されたものであり、町長が承認する40L以上の飲料水の備蓄可能な貯水槽等をいう。

- (1) 日本水道協会規格品(JWWA)、日本産業規格品(JIS)の表示がされているもの
- (2) 水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に適合することを承認する機関が、その品質を認証したもの
- (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第6条に定める構造・材質基準への適合性を証明したもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町税等の滞納のない者で、町内に住所を有する個人で、自らが所有する町内に存する建築物において飲料水タンクの設置を行おうとする者又は建築物の所有者の同意を得た占有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が補助金の交付を不相当と認めたものについては補助金を交付しない。

(補助対象経費)

第4条 補助金等の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、飲料水タンクの設置に要する購入費、材料費及び工事費とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、1基あたり補助対象経費に10分の7を乗じて得た額とし、上限は70万円とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、一敷地について140万円を上限とする。

4 雨水貯留施設設置補助金交付要綱（令和3年3月17日告示第14号）に規定する「雨水貯留施設」を同時に設置する場合に限り、第1項に規定する補助金の額は、1基あたり補助対象経費に10分の8を乗じて得た額とし、上限は80万円とする。

5 前項の場合に限り、第3項に規定する補助金の交付は、一敷地について160万円を上限とする。

（一部改正〔令和4年告示26号〕）

（補助金交付申請）

第6条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする者は、飲料水タンク設置補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の着手前に町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

（1）事業等の計画書

（2）位置図

（3）設置着工前の写真

（4）飲料水タンクを設置するのに要する購入費及び工事費の見積書の写し

（5）その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を飲料水タンク設置補助金交付決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（補助金の変更又は中止）

第8条 前条の交付決定を受けた者が、工事等の内容を変更しようとするとき又は中止するときは、飲料水タンク設置補助金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなけ

ればならない。

- 2 町長は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その結果について飲料水タンク設置補助金変更承認決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業完了後1月以内又は補助金交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、飲料水タンク設置補助金完了報告書兼実績報告書（様式第5号）により次項に掲げる関係書類を添付して提出するものとする。

- 2 前項に規定する関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- （1）建築物の配置図等に飲料水タンクの設置個所を示した図面
- （2）設置完了後の写真
- （3）領収書の写し
- （4）その他町長が必要と認める書類

（実績の確認及び通知）

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときはこれを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し飲料水タンク設置補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、前条の飲料水タンク設置補助金確定通知書を受けたときは速やかに町長に飲料水タンク設置補助金補助金交付請求書（様式第7号）により補助金を請求するものとする。

（財産の処分制限）

第12条 規則第9条に規定による、補助金等の交付の目的から期間は10年とする。

（補助金の取消し及び返還）

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の決定を取消し

又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月27日告示第26号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行期日前に雨水貯留施設設置補助金交付要綱(令和3年3月17日告示第14号)に規定する補助金の交付を受けたものが当事業を新たに行う場合、第5条第4項の「同時に設置」を「すでに設置したものは令和5年3月31日までに設置」と読み替え、同項及び第5項の規定を、令和5年3月31日まで適用する。

様式第1号（第6条関係）

飲料水タンク設置補助金交付申請書

年 月 日

阿南町長 様

申請者 住所
氏名
電話

年度において、飲料水タンクを設置したいので、飲料水タンク設置補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

設 置 場 所	阿南町
飲 料 水 タ ン ク	リットル 基
補助金対象設置 工事経費総額	円
着工予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
施 工 予 定 業 者	事業所名 担当者
	所在地 電話
添 付 書 類	(1) 事業等の計画書 (2) 位置図 (3) 設置着工前の写真 (4) 工事等見積書の写し (5) その他町長が必要と認める書類

(注) 施工予定業者欄は、施工を業者に依頼する場合に記入してください。

様式第1号（第6条関係）添付書類

事業等の計画書

1 事業名				
2 事業期間	年 月 日から 年 月 日まで			
3 事業の場所				
4 事業の計画				
科 目	事業費	財源内訳		
		町補助金	自己資金	その他

様式第2号（第7条関係）

飲料水タンク設置補助金交付決定・却下通知書

指令第 号

年 月 日

様

阿南町長

年 月 日付で申請のあった 年度飲料水タンク設置補助金について、補助金等 円を下記の条件を附して交付・却下することに決定したので、飲料水タンク設置補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 事業等の中止又は内容の変更をしようとするときは、すみやかに町長に報告してその承認を受けること。
- 2 事業等が予定の期間内に完了しないときも同様に承認を受けること。
- 3 実績報告によってこの決定を変更することがある。

様式第3号（第8条関係）

飲料水タンク設置補助金変更承認申請書

年 月 日

阿南町長 様

申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付け、 指令 第 号により補助金交付の決定を受けた
飲料水タンク設置の計画を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認されるよう
関係図書を添えて申請します。

記

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 変更後の補助金対象経費 円

科 目	事 業 費	財 源 内 訳		
		町 補 助 金	自 己 資 金	そ の 他

（注）設置を中止又は廃止する場合、関係図書は必要ありません。

様式第4号（第8条関係）

飲料水タンク設置補助金変更承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

年 月 日付で申請のあった 年度の飲料水タンク設置補助金変更
承認申請について、下記のとおり決定します。

年 月 日

阿南町長

記

様式第5号（第9条関係）

飲料水タンク設置補助金完了報告書兼実績報告書

年 月 日

阿南町長 様

申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付け、 指令 第 号により補助金交付の決定を受けた
飲料水タンクの設置が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

科 目	事 業 費	財 源 内 訳		
		町 補 助 金	自 己 資 金	そ の 他

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 建築物の配置図等に飲料水タンクの設置箇所を示した図面
- (2) 設置完了後の写真
- (3) 領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

飲料水タンク設置補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

阿南町長

年 月 日付で実績報告のあった 年度飲料水タンク設置補助金に
ついて、下記のとおり確定したので通知します。

記

確定額 円

様式第7号（第11条関係）

飲料水タンク設置補助金交付請求書

年 月 日

阿南町長 様

申請者 住所
氏名 ㊟
電話

年 月 日付け、第 号で補助金交付額の確定を受けた飲料水タンク設置補助金を、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

振込先

振込先	振込先金融機関	銀行・信用金庫・農協・信用組合 本店・支店・本所・支所
	口座の種類	普通・当座
	口座番号	
	ふりがな	
	口座名義	

口座名義人が本人以外の場合は、以下へ記入・押印ください。

【委任状】

私は、上記口座名義人に本補助金の受領を委任します。

年 月 日
(申請者本人) 氏名 印

様式第1号（第6条関係）

（一部改正〔令和4年告示26号〕）

様式第2号（第7条関係）

（一部改正〔令和4年告示26号〕）

様式第3号（第8条関係）

（一部改正〔令和4年告示26号〕）

様式第4号（第8条関係）

（一部改正〔令和4年告示26号〕）

様式第5号（第9条関係）

（一部改正〔令和4年告示26号〕）

様式第6号（第10条関係）

（一部改正〔令和4年告示26号〕）

様式第7号（第11条関係）